

秋田市介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費
受領委任払制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉用具購入費（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費および法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費をいう。以下同じ。）を居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の委任を受けた法第44条第1項に規定する特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）に支払う特例（以下「受領委任払制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 受領委任払制度を利用できる者は、次のいずれにも該当する居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者とする。

- (1) 被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていない者
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の差止めの措置を受けていない者
- (3) 被保険者証に法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けていない者
- (4) 被保険者証に法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていない者

(登録の手続等)

第3条 受領委任払制度に係る登録をしようとする事業者は、福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録申請書の提出を受けたときは、同項の登録の可否を決定し、当該提出をした事業者に対し福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 登録を承認する場合の登録期間は、前項の通知があった日から指定の有効期間（法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間をいう。）の満了の日までとする。

4 第2項の規定により登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、当該決定に係る登録期間後も引き続き第1項の登録をしようとするときは、当該登録期間が満了する日の14日前までに登録申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（登録事項の変更等の届出）

第4条 登録事業者は、登録申請書に記載した事項に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときは、遅滞なく福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録事項変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第5条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 福祉用具購入費に関して不正があったとき。

(2) 第3条第2項の通知に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(4) 正当な理由なく前条の届出がないとき。

(5) 法第44条第1項本文又は法第56条第1項本文の指定の効力が失われ、又は取り消され、もしくは効力が停止されたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録取消通知書（様式第4号）により当該取消しをした事業者に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消された事業者について、当該取消しをした日から5年を経過する日までの間は同項の登録を行わな

いものとする。

(登録事業者情報の公表)

第6条 市長は、登録事業者の名称、所在地、電話番号等を記載した名簿を作成し、公表するものとする。

(利用の申出)

第7条 利用者(受領委任払制度を利用して福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具および法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)を購入しようとする居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)は、登録事業者に被保険者証を提示し、受領委任払制度を利用して福祉用具を購入する旨を申し出たうえで、当該登録事業者と売買契約を締結するものとする。

2 登録事業者は、前項の売買契約を締結しようとする利用者が被保険者証を提示しないときは、第2条第1号、第3号および第4号に掲げる要件を確認できないことを理由に、受領委任払制度を利用した福祉用具の購入の申出を断るものとする。

3 登録事業者は、利用者から見積りの依頼があったときは、見積りに係る費用について一切徴収しないものとする。

(利用者の負担額)

第8条 利用者が、福祉用具を購入したときに登録事業者に対し支払う代金は、当該福祉用具の購入に要した費用から福祉用具購入費の支給額に相当する額を控除した額とする。

2 登録事業者は、利用者から前項の代金を受領したときは、領収書を利用者に交付しなければならない。

(支給申請)

第9条 利用者は、福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、登録事業者から領収書の交付を受けた後に、介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書(様式第5号。以下「支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条の規定により支給申請書の提出を受けたときは、福

社用具購入費の支給の可否を決定し、利用者および登録事業者に対し通知するものとする。

(返還)

第11条 市長は、利用者又は登録事業者が偽りその他不正の手段により福祉用具購入費の支給を受けたときは、当該福祉用具購入費の支給の決定を取り消し、当該利用者又は登録事業者に対し、当該福祉用具購入費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(秘密保持)

第12条 登録事業者は、職務上知り得た利用者およびその家族その他の者(以下「利用者等」という。)の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者および福祉用具の販売業務に従事する者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。登録事業者および福祉用具の販売業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(登録期間に関する経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の秋田市介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費受領委任払制度実施要綱第3条第1項又は秋田市介護保険居宅介護・介護予防住宅改修費受領委任払制度実施要綱第3条第1項の規定により申請した事業所に係る登録期間は、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。